

社会保険労務士

ALLたま社会保険労務士事務所便り

連絡先：〒277-0086
柏市北柏3-5-4日暮ビル6F
電話：04-7164-1283
FAX：04-7164-1284
e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp
URL：<http://www.tama-office.com/>



連続プラスが続く 「パートタイマー時給」の最近の相場

◆関東 4 都県の募集時平均時給は 1,000 円を突破

パートタイマーの平成 28 年 12 月の平均時給は、関東 4 都県(東京、神奈川、埼玉、千葉)で 1,020 円、東日本で 1,000 円でした(アイデム人と仕事研究所が 3 月 3 日に公表した集計結果による)。

職種別では、「専門・技術職」で前年同月比マイナス 88 円の 1,203 円となったほかは、「事務職」「販売・営業職」「フードサービス職」「運輸・通信・保安職」「製造・建設・労務職」「その他」のいずれもプラス 7~68 円で増額しました。

伸び率が高かったのは、「運輸・通信・保安職」の前年同月比プラス 68 円の 1,057 円と、「フードサービス職」の同プラス 12 円の 924 円でした。

◆西日本の平均時給の伸びは東日本を上回る

関西 3 府県(大阪・京都・兵庫)は 990 円で前年同月比 9 円プラス、西日本は 969 円で同プラス 16 円と、いずれも関東 4 都県の 2 円プラス、東日本の 8 円マイナスを上回りました。

職種別では、東日本と同様、「専門・技術職」で前年同月比マイナス 27 円の 1,267 円となったほかは、いずれも 9~44 円プラスでした。

伸び率が高かったのは「販売・営業職」の前年同月比プラス 44 円の 893 円、次いで「製造・建設・労務職」の同プラス 37 円の 927 円でした。この点は、東日本と異なる結果です。

◆全体ではプラス傾向だが一部にマイナス 100 円超も

集計結果は平成 24 年 1 月から 48 カ月の推移をみることはできますが、全体で、東日本は 970 円から 1,000 円、西日本は 919 円から 969 円と、プラス傾向が続いています。

ところが、「専門・技術職」は前年同月比で東京都区部や神奈川県はマイナス 107 円、京都府はマイナス 200 円と、兵庫県でプラス 108 円となった以外、いずれもマイナスです。

◆医療・介護・保育業界の人材確保に影響が?

この「専門・技術職」とは、看護師・准看護師、看護助手、薬剤師、歯科衛生士、歯科助手、介護福祉士、介護ヘルパー(2 級以上)、保育士です。

いずれも人手不足が深刻な職種で、時給のマイナスによりさらなる悪化が懸念されます。

厚生労働省では、これらの職種における処遇改善に対する助成金も設けています。活用を検討してみたいかがでしょうか。

転職シーズン到来 いまどきの転職事情とは

◆今年も転職シーズンが到来

例年 3~4 月は、年間で最も中途採用が多い時期です。その理由は単純で、事業年度が変わることで、多くの企業で新事業の開始や組織の再編が行われ、異動者や退職者が増えるため、それに伴う人材募集も多くなるからです。

また、この時期の中途採用には「研修を新入社員と同時に済ますことができる」というメリットもあります。

◆転職市場も「売り手市場」

転職市場は年々広がり続けています。日本経済新聞(2月18日付電子版)によれば、リーマンショック後に大きく落ち込んだ転職者数は、その後順調に回復し、昨年7年ぶりに300万人の大台を回復したとのこと。

株式会社インテリジェンスの「DODA 転職市場予測」によれば、今年上半期の求人数の増減見込みは、11業種のうち「増加」が3業種、「緩やかに増加」が5業種、「横ばい」が3業種とのこと。

今は全体的に人手不足の時代ですが、転職市場においても「売り手市場」がまだまだ続きそうです。

◆今どきの転職の特徴

近年の転職の特徴の1つが「転職後の給与の方が転職前より上がる傾向」にあることです。

厚生労働省の「転職入職者の賃金動向」および「雇用動向調査結果の概況」によれば、平成27年を境として、「転職で給料増」が「転職で給料減」の数を上回り続けています。

また、もう1つの特徴が、中年層以上の転職者が増加していることです。

総務省「労働力調査(詳細集計)」によれば、昨年の45～54歳の転職者は50万人でしたが、これは平成14年以降で最多の人数です。

◆転職活発化の影響

このような転職市場の活性化は、企業に少なからぬ影響をもたらします。

積極的に中途採用をしたい企業にとっては、他社に先駆けて人材を確保するため、人件費をはじめコスト増が避けられません。

また、現時点で中途採用の予定がない企業にとっても、自社の従業員がより良い待遇を求めて他社に流出しやすい時代だと言えます。

従業員が自社への不満を必要以上にため過ぎることのないよう、待遇には細心の注意が必要だと言えます。

4月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

17日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出[市区町村]

5月1日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付[都道府県・市町村]

当事務所よりひと言

いつも大変お世話になっております。
あっという間に1年が過ぎ、保険的には新たな保険年度に入ります。

毎年3月4月は入退者されることが多いので手続きに少々お時間がかかりご迷惑をおかけするかもしれませんが何卒ご了承いただければ幸いです。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。